

第 5 章

介護保険事業の見込み

1 介護保険事業の推計の手順

第9期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計を行いました。

(1) 被保険者数の推計

第1号被保険者数（65歳以上）・第2号被保険者数（40～65歳未満）について、2024年度～2026年度の推計を行いました。



(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

被保険者数に対する要介護等認定者数（認定率）の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、2024年度～2026年度の要介護等認定者数を推計しました。



(3) 介護保険サービス別給付費の見込み

要介護等認定者数の見込み、施設・居住系サービス・地域密着型サービス等の整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、介護保険サービスの給付費を推計しました。



(4) 標準給付費の見込み

(3)で推計した介護保険サービスに加えて、特定入所者介護サービス費等を推計して、標準給付費を求めました。



(5) 地域支援事業費の見込み

介護予防事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。



(6) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な(3)～(5)の費用や被保険者数の見込みをもとに、第9期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

(1) 被保険者数の推計

被保険者数は、2026 年度には 40,590 人、2040 年度には 40,632 人と推計します。

【被保険者数の推計】

(単位：人)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
総数	40,255	40,430	40,590	40,632
第 1 号被保険者数	14,922	15,001	15,161	18,903
第 2 号被保険者数	25,333	25,429	25,429	21,729

※被保険者数は、住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、2026 年度には 2,342 人、2040 年度には 2,800 人と推計します。

【要介護（要支援）認定者数の推計】

(単位：人)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
要支援 1	257	260	262	300
要支援 2	338	344	349	404
要介護 1	523	534	542	640
要介護 2	377	383	392	474
要介護 3	275	280	286	354
要介護 4	295	300	309	381
要介護 5	193	198	202	247
合計	2,258	2,299	2,342	2,800

※第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）を含む。

(3) 介護保険サービス別給付費の見込み

【サービス別介護給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	407,947	417,811	428,073	561,407
訪問入浴介護	26,610	26,644	28,213	38,535
訪問看護	127,317	130,639	134,468	174,886
訪問リハビリテーション	12,579	12,975	13,777	17,529
居宅療養管理指導	54,982	56,433	57,704	75,389
通所介護	461,779	471,679	484,045	603,416
通所リハビリテーション	179,264	182,702	185,536	235,659
短期入所生活介護	128,448	133,846	136,223	176,573
短期入所療養介護（老健）	23,574	23,604	24,808	31,407
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	118,554	121,334	124,298	160,635
特定福祉用具購入	3,284	3,284	3,601	4,626
住宅改修	11,268	11,268	12,455	15,728
特定施設入居者生活介護	129,346	132,886	135,713	163,536
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	117,908	119,454	126,221	163,594
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,146	4,151	4,151	4,151
小規模多機能型居宅介護	25,616	25,648	25,648	30,064
認知症対応型共同生活介護	148,284	148,471	148,471	194,573
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	101,615	101,744	101,744	129,499
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	76,264	77,417	80,695	100,419
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	777,614	794,805	811,234	811,234
介護老人保健施設	407,644	408,160	408,160	534,045
介護医療院	8,640	12,976	17,302	21,627
(4) 居宅介護支援				
	187,592	188,367	188,905	238,134
合計	3,540,275	3,606,298	3,681,445	4,486,666

【サービス別予防給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	18,557	19,017	19,017	22,211
介護予防訪問リハビリテーション	2,516	2,519	2,519	2,792
介護予防在宅療養管理指導	3,681	3,810	3,810	4,399
介護予防通所リハビリテーション	37,965	38,532	39,051	45,654
介護予防短期入所生活介護	1,298	1,300	1,300	1,300
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,701	23,097	23,411	26,946
特定介護予防福祉用具購入	1,130	1,130	1,130	1,419
介護予防住宅改修	5,665	5,665	5,665	6,906
介護予防特定施設入居者生活介護	9,465	9,477	9,477	10,731
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	20,081	20,410	20,714	23,872
合計	123,059	124,957	126,094	146,230

(4) 標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
総給付費	3,663,334	3,731,255	3,807,539	4,632,896
利用者負担の見直し等に伴う 財政影響額	4,030	4,104	4,188	0
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	65,430	66,702	67,950	80,006
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	92,826	94,646	96,416	113,297
高額医療合算介護サービス費 等給付額	12,029	12,248	12,477	14,917
算定対象審査支払手数料	2,028	2,065	2,104	2,515
標準給付費	3,839,676	3,911,020	3,990,674	4,843,630
第9期標準給付費計			11,741,370	

(5) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
地域支援事業費	265,201	272,558	279,328	253,413
介護予防・日常生活支援総合 事業費	137,388	144,230	150,524	105,086
包括的支援事業（地域包括支 援センターの運営）及び任意 事業費	70,592	71,107	71,583	101,124
包括的支援事業（社会保障充 実分）	57,221	57,221	57,221	47,203
第9期地域支援事業費計			817,088	

(6) 第1号被保険者の介護保険料の設定

① 費用の負担割合

介護保険を利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。（一定以上所得者の利用負担は2割もしくは3割負担）

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比に応じて設定されます。なお、第1号被保険者の負担割合は23%としています。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

総事業費	標準総給付費 (総事業費の 90%)	保険料 50%	第1号被保険者保険料 (市へ支払い)		第2号被保険者保険料 (医療保険料と共に支払い)	
			23%		27%	
	公費 50%	国			県	市
		調整 交付金 5%	20% (定率)		12.5% (定率)	12.5% (定率)
利用者負担 (総事業費の10%※)						

※一定以上所得のある人は2割負担、そのうち特に所得の高い層の割合は3割負担

② 第1号被保険者の負担分相当額

第1号被保険者の負担分相当額は、次の方法で算出します。この結果、負担分相当額は、約28億8,845万円になります。

2024年～2026年の サービス給付に必要な費用 (標準給付費+地域支援事業費) 12,558,458千円	×	第1号被保険者の負担分 23%	=	第1号被保険者負担分 相当額 2,888,445千円
--	---	---------------------------	---	---

③ 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、次の方法で算出します。この結果、保険料収納必要額は、約33億9,708万円になります。

第1号被保険者負担分 相当額 2,888,445千円	+	調整交付金相当額 (標準給付費等見込額※の5%) 608,676千円	-	調整交付金見込額 (標準給付費等見込額※の 0.82%) 100,037千円
-		介護保険 基金取崩額 0千円	=	保険料収納必要額 3,397,084千円

※標準給付費等見込額には、標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費が含まれます。

④ 保険料基準額

保険料の基準額は、以下の図のように算出されます。



※所得段階別加入割合補正後被保険者数：所得段階被保険者数に各所得段階の計数を乗じて算出した保険者数の計。

第9期介護保険料基準額は、以下のように設定します。

保険料基準額
5,760 円/月

⑤ 所得段階別介護保険料の設定

【 第 1 号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第 1 段階	生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人年金収入等が年間 80 万円以下の人	0.455 (0.285)※	31,400 円 (19,600 円) ※
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.685 (0.485) ※	47,300 円 (33,500 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 120 万円超の人	0.69 (0.685) ※	47,600 円 (47,300 円)
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	0.90	62,200 円
第 5 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円超の人	1.00	69,100 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	82,900 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	89,800 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	103,600 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	117,500 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	131,300 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	145,100 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	158,900 円
第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 720 万円以上 850 万円未満の人	2.40	165,800 円
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 850 万円以上 1,000 万円未満の人	2.50	172,800 円
第 15 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	2.60	179,700 円
第 16 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	2.70	186,600 円
第 17 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 2,000 万円以上の人	2.80	193,500 円

※公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。

第 6 章 計画の推進及び評価について

1 計画の推進及び評価について

地域包括ケアシステムの確立に向けて、地域市民、行政、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関等が連携を図りながら、計画の推進を図ります。

また、本市では各年度において、介護保険事業の進行管理をするとともに、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標に基づく評価を活用し、P D C Aサイクルに則って評価・検証していきます。

【評価体制】

① 介護保険事業

介護保険事業については、知立市介護保険等審議会で評価、検証を行います。

② 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムに関しては、知立市介護保険等審議会で評価、検証を行います。また、個別のケース会議として地域ケア個別会議、多職種連携会議から出た地域課題を地域ケア推進会議で議論していきます。

③ 在宅医療介護連携

在宅医療介護連携については、在宅医療・介護連携推進協議会で評価、検証を行います。

④ 生活支援体制整備

生活支援体制整備については、第1層の生活支援サービス協議会で評価、検証を行います。

⑤ 認知症施策

認知症施策については、認知症施策に関する関係者意見交換会で評価・検証していきます。

⑥ 介護予防・住まい

介護予防・住まいについては、介護保険等審議会で評価、検証を行います。

2 SDGsの推進

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、「誰もが住み慣れた地域で 支えあいながら安心して暮らせる まちをめざして」の基本理念を通じて、この目標への貢献を目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

